

所 属	都市建築部	建築指導課
担当(係)名	構造審査担当	内線 3785

(款) 8 土木費 (項) 5 都市計画費 (目) (7) 建築指導費
(明細書事業名) 建築指導監督費
建築物地震災害対策費
【建築物の耐震化の促進と安全確保のための体制強化】

1 事業費	【財源内訳】	【主な用途】
158,961	国庫 42,854	補助金 126,500(耐震補助)
(前年度 225,490)	手数料 33,607	報酬 22,775(専門員報酬)
	一般財源 82,500	

2 事業の趣旨

地震発生時の建物崩壊による県民の被害を未然に防止するためには、建築物の耐震性の確保を図ることが重要であり、耐震診断及び耐震改修の促進に関する目標・施策等を岐阜県耐震改修促進計画として作成しているところである。

19年度は、この計画に沿って、国庫補助制度を活用しながら、耐震診断、耐震補強工事に係る費用に対する補助制度の拡大や安心して相談できる機会及び情報の提供により、安心して耐震化が行える環境を整備し、耐震診断、耐震改修、建て替えを誘導する。

さらには、耐震強度偽装事件を受け、建築物の安全確保のため構造計算適合性判定の体制を新設し、県民の建築物に対する耐震強度の不安解消を図る。

3 主な事業の内容

耐震診断に対する支援制度

木造住宅耐震診断事業費補助金

木造住宅について、岐阜県木造住宅耐震相談士による耐震診断を行う場合、その費用の一部を補助する。

建築物耐震診断事業費補助金

木造住宅以外の建築物について、耐震調査費用（構造計算書再計算費用、耐震診断費用）の一部を補助する。

耐震補強工事に対する支援制度

住宅耐震補強工事費補助金

県の耐震診断補助を受け診断された、昭和56年5月以前に建築された木造住宅及びマンションについて、補強工事を行う場合の費用の一部を補助する。（国の「地域住宅交付金」を活用して、個人負担の低減を図る）

特定建築物耐震補強工事費補助金（拡充）

県の耐震診断補助を受け診断された、昭和56年5月以前に建築された特定建築物（多数の者が利用する建築物等）のうち、国庫補助対象要件に合致するものについて、補強工事を行う場合の費用の一部を補助する。さらに、緊急輸送道路沿道の倒壊した場合に周辺の市街地に及ぼす影響が大きい建築物についても新たに補助する。

建築物の安全確保のための体制強化

構造計算適合性判定の実施（新規）

建築物の安全性の確保を図るため建築基準法が改正され、知事による構造計算適合性判定の実施が義務付けられた。このため、建築指導課内に非常勤の嘱託員として構造計算専門員を配置し、構造審査担当と共に、特定行政庁及び民間確認検査機関が行う一定規模以上の建築物の建築確認審査の構造計算について適合性の判定を行い、建築物の安全性の確保を図る。

(参考)

県有建築物の耐震化の推進 (41,400 623,926)

[管財課、公共建築住宅課]

・耐震補強工事の必要な県有建築物について計画的に整備を進め、建物使用者の安全を確保するとともに、震災時の防災拠点としての活用を可能とする。

耐震補強工事

平成19年度工事

ひまわりの丘(3棟)、飛騨総合庁舎

平成19～20年度工事

岐阜アリーナ、岐阜県庁議会東棟